



認定事業者が利用できる制度(H30)

助成項目	助成内容	助成対象経費	補助率
労働災害補償保険 上乗せ補償助成	年間 200 日以上林業労働に従事した者に対し、労災保険の上乗せ補償制度に加入した場合、経費の一部を助成する。	労災保険の上乗せ補償 共済掛金	1 / 2 以内
特殊検診(蜂刺され アレルギー検査)助成	蜂刺されアレルギー検査を受診させた場合、経費の一部を助成する。	蜂刺されアレルギー検査 受診料(1人当たり 2,415円以内)	1 / 2 以内
蜂刺され対策 (エピネフリン助成)	エピネフリン自己注射器の導入経費の一部を助成する。	注射器の導入経費及び 使用方法の指導料(1人 当たり、15,000円以内)	1 / 2 以内
クマ対策事業	クマ撃退用スプレーの購入経費の一部を助成する。	スプレーの購入経費	1 / 2 以内
高度技能作業訓練 日給補償助成	就業者養成(林業架線)研修受講者に対し日給補償を行った場合、経費の一部を助成する。	研修受講者の日給 (1人1日当たり 10,000円以内)	1 / 2 以内
新規参入者奨励金	40歳以下の従事者を月給制で雇用した場合、奨励金を給付する。	奨励金 (新規採用から2ヵ年)	1年目： 月1万5千 円以内 2年目： 月7千5百 円以内
高度技能資格・免許 取得助成	各種資格・免許を取得するための講習等を受講させた場合、経費の一部を助成する。	高度技能資格・免許の 受講及び受験に要する 経費	1 / 2 以内